

答 申

第 1 審議会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった保有個人情報のうち、別記 2 に掲げる「公文書の件名」の「開示すべき部分」の部分を開示すべきである。

第 2 本件処分の経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 25 年 6 月 3 日付けで、富山県個人情報保護条例（平成 15 年富山県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定により、実施機関に対して、下記(1)から(5)までを内容とする保有個人情報について開示請求を行った。

- (1) 「1 H10～25. 6. 3 までに私に関わる件で富山県教育長に報告されている事案のすべての文書 処分、昇給停止等いろいろ」
- (2) 「2 H25. 4. 26am に行われた『教員の転任等に係る認定審査委員会』のために私が提出した意見書及び添付資料、出張伺い」
- (3) 「3 H25. 4. 26am に行われた『教員の転任等に係る認定審査委員会』の議事録及び添付資料」
- (4) 「4 H25. 4. 26 の『教員の転任等に係る認定審査委員会』が判定委員会又は県教委に出した諮問結果がわかる文書（日付入り）」
- (5) 「5 県教委が私の所属先の校長に出した、私の処遇結果のわかる文書」

2 処分及び異議申立て

(1) 開示決定

実施機関は、平成 25 年 7 月 17 日付けで、保有個人情報の開示決定、部分開示決定及び非開示決定の処分（以下「本件処分」という。当該処分の内容は別記 1 のとおり。）を行い、異議申立人に通知した。

(2) 本件対象処分及び本件異議申立て

異議申立人は、平成 25 年 9 月 17 日付けで、本件処分のうち、前記 1 の(1)、(3)及び(4)の開示請求に対する処分（以下「本件対象処分」という。）を不服として、行政不服審査法（昭和 27 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。異議申立人は、実施機関の依頼により平成 25 年 12 月 1 日に異議申立書を補正し、実施機関は同月 2 日付けで補正を受け付けた。

(3) 審議会への諮問

実施機関は、平成 26 年 1 月 6 日付けで、条例第 41 条の規定により、本件異議申立てについて審議会に諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象処分を取り消し、異議申立人に係る保有個人情報を開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び審議会での意見陳述において主張する本件異議申立ての理由は、「教員の転任等に関する審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が異議申立人の進退に関わる重大なもので、異議申立人が提出した資料が委員の全員に手渡されて十分に審議が尽くされているかを確認するためというものであり、その論旨は概ね次のとおりである。

- (1) 非開示決定及び部分開示決定について、非開示部分の開示を求める。たとえ、黒塗りとされたものであっても、対象頁数がわかるようにしてほしい。
- (2) 審査委員会の議事録について、自分の入室前、入室中、退室後のそれぞれを開示してほしい。自分と付添人の意見陳述の時間帯の記録のほか、審査委員会の開始時刻と終了時刻も知りたい。
- (3) 自分が審査委員会に提出した意見書及び添付書類について、委員に対してどのように報告されているのか状況を明らかにしてほしい。
- (4) 審査委員会の資料について、なぜ自分が提出した意見書等が完全に添付されていないのか理由の説明を求める。
- (5) 審査委員会の資料の分量について、なぜ自分が提出した意見書等の分量より少ないのか理由の説明を求める。
- (6) 審査委員会あてに自分が提出した書類について、自分の了解無く委員に渡さないことができる規定があるのであれば開示してほしい。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審議会での意見聴取において説明する本件対象処分に係る理由の要旨は、下記（1）及び（2）のとおりである。

（1）条例第15条第7号（行政運営情報）に該当

①「勤務評定書」

当該文書は、本人開示を前提に作成されたものではない。このような人事上の評価に関する情報が開示されれば、評価者は、評価内容に関する配慮や被評価者との関係悪化を嫌い、当該文書に否定的な評価の記載を差し控える事態が予測される。そのことによって、勤務評定自体が形骸化するおそれがあるとともに、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

②「勤務成績についての説明」、「勤務状況等についての説明」、「研修実施報告書」、

「H25 指導が不適切な教員に係る評価等について」、「別冊資料Ⅱ」等

上記①と同様、当該文書は、本人開示を前提に作成されたものではない。当該文書中にある本人に対する評価に関する情報の開示により、評価内容に関する配慮や被評価者との関係悪化を嫌い、当該文書に否定的な評価の記載を差し控える事態が予測される。そのことによって、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

③「H25 転任等審査委員会 委員名簿」、「H25 転任等審査委員会 座席表」、「研修等必要な措置が執られている教員について（答申）」

審査委員会は県教育委員会の諮問を受け、研修等必要な措置が執られている教員に関する答申を行う。委員に関する情報の開示によって、審査内容や発言内容が審査対象者に伝わることとなり、委員が率直な意見を発言しにくくなる事態が予想され、もって審査委員会が形骸化するおそれや、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

また、委員の氏名や役職名の開示によって、審査対象者又はその関係者等からの何らかの干渉や圧力が懸念され、その結果、率直な意見交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。また、氏名等を公表する扱いにすると、今後、委員のなり手を探すことも難しくなる。

④「議事録」

「教員の転任等に関する審査委員会運営要綱」（以下「運営要綱」という。）第6の規定により、審査委員会の会議は非公開とされている。議事録に記載された情報の開示により、審査内容が対象教員に伝わることとなり、委員が率直な意見を発言しにくくなる事態が予想される。また、委員と対象教員とのやりとりが第三者に伝わると、今後審査対象となる教員が事前に審査委員会における質問を想定して対処することが可能となり、審査の前提となる事実把握や公正な判断が困難となるおそれがある。そのことによって、審査委員会の役割が阻害され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 条例第15条第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当

①「勤務成績についての説明」の添付資料

開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

第5 審議会の判断

1 本件保有個人情報の内容

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が平成13年7月に改正され、各都道府県教育委員会が、児童生徒に対する指導が不適切であること等の要

件を満たす教員を転任等し、教員以外の職に採用することができることとなったことを受け、県教育委員会は、指導が不適切な教員への適切な対応等を図るため、平成15年12月に「県費負担教職員及び県立学校職員の転任等の手続に関する規則」（平成15年富山県教育委員会規則第10号）及び「指導が不適切な教員の取扱いに関する要綱」を制定し、教員の適切な人事管理に関する制度として「教員の適切な人事管理に関する対応システム」（以下「本件システム」という。）を設けた。

(2) 本件異議申立ての対象となった保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、本件システムに則り、校長及び教頭がすべての教員の実態把握観察のために行った勤務評定に関する書類や、「指導が不適切な疑いのある教員」に対して執られた措置に関する手続として当該教員が所属する学校の校長又は研修機関の長が県教育委員会に具申又は報告した書類、当該教員の研修後の措置に関する手続として県教育委員会が審査委員会に諮問した書類等であって、下記①から③までの各文書に記載された異議申立人に係る個人情報である。

なお、下記③のア及びイの各文書については、異議申立人に係る個人情報が記載されていないが、異議申立人が意見陳述人として出席して陳述した会議に係る文書であることや、実施機関が本件保有個人情報として特定し本件処分に含めていることから、審議会としては、当該文書の非開示情報該当性を審査することとする。

① 異議申立人に係る評価に関する文書

ア 平成10年度から平成19年度までに作成された、異議申立人に係る「勤務評定書」（以下「文書1-1」と総称する。）

なお、当該各文書の「評定事項」のうち、各評定要素の評価欄（A～E）が非開示とされている。

イ 平成20年4月1日付け昇給について、異議申立人が所属する学校の校長（以下「所属校長」という。）が県教育委員会に報告した平成20年3月31日付け「勤務成績についての説明」（以下「文書1-2」という。）

なお、当該文書のうち、「勤務状況」が非開示とされている。

ウ 平成21年4月1日付け昇給について、

(ア) 平成21年3月19日付けで所属校長が、平成21年3月17日付けで富山県総合教育センター（以下「センター」という。）所長が、各々県教育委員会に報告した「勤務成績についての説明」（以下「文書1-3」と総称する。）

なお、当該各文書について非開示とされている部分は、文書1-2と同様である。

(イ) 所属校長が県教育長に具申した平成21年1月30日付け「指導が不適切な教員の研修実施後の措置に係る意見書」（指導が不適切な教員の取扱いに関する手続細則（以下「細則」という。）様式12によるもの。以下「文書1-4」という。）

なお、当該文書のうち、「研修のねらいに対する状況」、「今後、指導や配慮を要すると考えられること」及び「措置に対する意見」が非開示とされている。

(ウ) センター所長が所属校長に報告した平成21年2月1日付けほか2通の「研修実施

報告書」（細則様式8によるもの。以下「文書1-5」と総称する。）

なお、当該各文書のうち、「研修状況に対する専任指導員の感想等」が非開示とされている。

(エ) センター所長及び所属校長が作成した平成21年2月1日付けほか4通の「研修状況評価表」（細則様式9によるもの。以下「文書1-6」と総称する。）及び研修施設責任者が作成した平成20年11月15日付けほか1通の「研修状況メモ」（細則様式11によるもの。以下「文書1-7」と総称する。）

なお、文書1-6については、評価項目ごとの評価（A～E）及び総合所見が、文書1-7については、研修のねらいに対する到達の状況（A～E）、特記事項等が非開示とされている。

エ 平成22年1月1日付け昇給について、

(ア) センター所長及び所属校長が県教育長に報告した平成21年11月2日付け「勤務状況等についての説明」（以下「文書1-8」と総称する。）

なお、当該各文書のうち、「事由」及び「勤務状況」が非開示とされている。

(イ) センター所長が所属校長に報告した平成21年8月1日付けほか1通の「研修実施報告書」（以下「文書1-9」と総称する。）

なお、当該各文書について非開示とされている部分は、文書1-5と同様である。

(ウ) センター所長及び所属校長が作成した平成21年8月1日付けほか2通の「研修状況評価表」（以下「文書1-10」と総称する。）

なお、当該各文書のうち、評価項目ごとの評価（A～E）及び総合所見が非開示とされている。

オ 平成25年4月26日に開催された審査委員会の会議資料の一部である「H25 指導が不適切な教員に係る評価等について」（以下「文書1-11」という。）

なお、当該文書のうち、「主な課題」及び評価者ごとの評価（A～E）が非開示とされている。

カ 平成25年4月26日に開催された審査委員会の会議資料の一部である「別冊資料Ⅱ」（所属校長が県教育長に具申した平成21年1月30日付けほか1通の「指導が不適切な教員の研修実施後の措置に係る意見書」並びにセンター所長が所属校長に報告した平成25年4月16日付けほか5通の「研修実施報告書」並びにセンター所長及び所属校長が作成した平成21年2月1日付けほか10通の「研修状況評価表」（以下「文書1-12」と総称する。）

なお、当該各文書について非開示とされている部分は、文書1-2から文書1-7までの各文書と同様である。

② 生徒等に関する文書

当該文書は、文書1-2の添付資料（以下「文書2」という。）であり、開示請求者（異議申立人）以外の個人情報に該当する部分が非開示とされている。

③ 平成25年4月26日に開催された審査委員会に関する文書

ア 標記会議の資料の一部である、

(ア) 「平成 25 年度 転任等審査委員会 委員名簿」 (以下「文書 3-1」という。)

(イ) 「H25 転任等審査委員会 座席表」 (以下「文書 3-2」という。)

イ 「研修等必要な措置が執られている教員について (答申)」 (審査委員会の平成 25 年 4 月 26 日付け県教育委員会あて文書) の鑑 (以下「文書 3-3」という。)

ウ 「議事録」 (以下「文書 3-4」という。)

なお、文書 3-1、文書 3-2 及び文書 3-3 の各文書については、委員及び委員長 の氏名並びに役職名に関する部分が非開示とされており、文書 3-4 については、その 全部が非開示とされている。

2 非開示情報該当性について

(1) 異議申立人に係る評価に関する文書 (文書 1-1 ~ 文書 1-12)

条例第 15 条本文は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「非開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、非開示情報として、同条第 7 号は、「県 (中略) が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定し、具体的なおそれの一つとして「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

当該各文書に記録された情報は異議申立人に係る保有個人情報であることから、実施機関は、上記規定のとおり、当該記録された情報を、条例に規定する非開示情報が含まれている場合を除いて異議申立人に対して開示しなければならず、また、異議申立人は、実施機関に対して事実でない情報の訂正や利用停止・消去・提供の停止を請求できる (条例第 27 条、第 35 条) ものであるが、非開示とされた部分には、異議申立人の教員としての資質や能力に関する全体的な評価や人物評価が記載されていることから、当該部分の非開示情報該当性について検討する。

県教育委員会が教員の適切な人事管理を行うために設けた本件システムを公正かつ円滑に運営するためには、評価の対象となる教員本人に対して開示することを予定していない情報も含め、当該教員に関するありのままの情報が寄せられることが必要不可欠である。仮に、本件システムの運用過程で県教育委員会が作成又は取得する個々の教員の評価に関する情報が被評価者に対して開示されることになれば、評価者が、評価内容がそのまま被評価者に伝わることに対する配慮や、被評価者との関係悪化を嫌うあまり、当該文書に否定的な評価の記載を差し控える事態が生ずることが予想され、結果的に、勤務評定事務の形骸化につながることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするおそれがあるものと認められるので、条例第 15 条第 7 号に規定する非開示情報に該当する。

したがって、当該部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 生徒等に関する文書（文書2）

条例第 15 条第 3 号本文は、非開示情報として「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

文書2は、所属校長が県教育委員会に報告した文書（文書1-2）に添付された資料であり、異議申立人が所属する学校の生徒が自己や同級生の被った暴言やいじめ等について申告した情報が記載されていることから、条例第 15 条第 3 号が規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当する。

文書2のうち、暴言等があった場面や内容等が手書きで記載された文書（資料1）については、特定の生徒に係る氏名、在籍情報等の記述を除いて開示したとしても、異議申立人にとって、暴言等があった場面や内容その他の記述により暴言等の被害を申し出た生徒を識別でき、また、記述表現、筆跡等により、当該文書を作成した生徒を識別できるものと認められる。また、電子メール形式での文書（資料2）についても、特定の生徒が識別できる記述に加え電子メールの送信者や受信者に関する情報を非開示にしたとしても、異議申立人にとって、電子メールの内容や日時等の記述により特定の生徒等を識別できるものと認められる。さらに、生徒の心情等がほぼ1ページにわたり当該生徒による手書きで記述された文書（資料4）については、特定の生徒が識別できる記述を除いて開示したとしても、まだ未成熟な高校生による記述であることを考慮すると、開示することにより、なお記述者の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、文書2の非開示部分は、条例第 15 条第 3 号本文に該当し、同号ただし書による例外規定にも該当しないので、当該部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 平成 25 年 4 月 26 日に開催された審査委員会に関する文書

① 議事録（文書3-4）

異議申立人が意見陳述人として会議に出席して陳述した発言が記録された議事録は、異議申立人に係る保有個人情報であることから、異議申立人から開示請求があった場合、実施機関は、前記（1）記載のとおり、条例に規定する非開示情報が含まれている場合を除いて開示しなければならないものであるところ、実施機関は、前記第4の1（4）のとおり、当該議事録を開示することにより、審査委員会の役割が阻害され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、文書全体が条例第 15 条第 7 号（行政運営情報）に該当すると説明するので、以下、当該

議事録の非開示情報該当性について検討する。

ア 条例第 15 条第 7 号（行政運営情報）の該当性について

実施機関は、「委員と対象教員とのやりとりが第三者に伝わると、今後審査対象となる教員が事前に委員会における質問を想定し対応が可能となり、審査の前提となる事実把握や公正な判断が困難となるおそれがある」と主張するが、委員と審査対象者とのやりとりを含めた審査事項は審査対象事案ごとに異なると考えられることから、本件審査委員会でのやりとりが今後の審査対象者等に伝わり想定問答を作成されるという事態に至ったとしても、審査の前提となる事実の把握や公正な判断が困難となるおそれがあるものとはとはいえず、条例第 15 条第 7 号に該当するという実施機関の主張は採用できない。

イ 条例第 15 条第 6 号（審議、検討等情報）等の該当性について

条例第 15 条第 6 号は、非開示情報として「県（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（中略）があるもの」を規定し、「富山県個人情報保護条例の解釈及び運用の基準」においては、審議会等合議制機関に関する情報の開示について、「当該審議会等の性質及び審議事項の内容に照らして、開示することにより率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるか否かについて個別具体的に判断すること」とされている。

審査委員会は、いわゆる政策決定型の審議会と異なり、教員たる身分の変更に関する審査という準司法的な役割を担っていることから、運営要綱の第 6 において「会議は非公開とする」と規定されているので、各委員には非公開のもとで率直な意見交換を行うことが求められている。

よって、仮にどの委員が如何なる発言をしたのかが議事録等で明らかになるとすれば、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあると認められる。

ただし、保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない（条例第 16 条第 1 項）と規定されていることから、文書 3-4 のうち上記おそれがあると認められる部分の特定及び部分開示の可否について検討する。

審議会が見分したところ、文書 3-4 には、意見陳述人が入室する前の記録（以下「議事録 1」という。）と意見陳述人が入室した後の記録（以下「議事録 2」という。）の 2 件が存在し、各記録は、下記(A)から(F)までの部分により構成されている。なお、意見陳述人が退室した後の記録については、作成されておらず不存在であることを確認した。

(A) 表題及び頁数 最上部に表題が記載されており、表題の下には、議事録 1 では「～状況の説明～」、議事録 2 では「～意見聴取～」の語が加えられている。

なお、記載欄の上部又は下部には頁数が記載されている。

(B)年月日及び曜日並びに場所 審査委員会が開催された日及び場所が記載されている。

(C)時刻 審査委員会の会議の進行に伴う時間の経過が記載されている。

(D)発言者 「(意見陳述人の姓)」、「付添人」、「委員」、「委員長」、「事務局」が記載されている。

(E)発言内容 上記(D)の各発言者が発言した内容が記載されている。なお、「委員長」に係るものは、審査委員会の委員長として発言したものだけでなく、一委員として発言したものも含まれている。

(F)意見陳述人の挙動に係る説明 議事録2での記載が認められる。

(ア) 議事録1

a 「(E)発言内容」のうち委員(委員長を除く。)の発言内容

審査委員会は、率直な意見交換や中立的な意思決定の確保の観点から、運営要綱において会議の非公開が規定されているほか、その議事録並びに委員の氏名・役職名についても事実上非公開の取扱いとされてきたことから、各委員は、自らの氏名・役職や会議における発言内容が事後的に公開されることはないという前提の下で審議を行っていると思われる。

しかしながら、文書3-4のようなほぼ発言どおりに記録された議事録における各委員の発言内容を開示することになれば、仮に発言委員名を伏せたとしたとしても、委員の役職名等他の情報と照合することにより、どの委員が如何なる発言をしたのかが推察されるおそれは否定できない。

したがって、上記のような議事録しか作成されていない現状において、上記前提を覆して、委員の発言内容部分を開示すれば、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあるものと認められる。

b 「(E)発言内容」のうち委員長の発言内容

委員長の発言内容のうち、委員の一員としての立場で発言した部分は、上記aと同様、開示すれば、今後の同種の審議、検討において率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがある。

また、委員長の発言内容のうち、会議の議長の職責で議事進行上の必要から発言した部分は、条例第15条第3号ただし書ウが規定する公務員等がその地位に基づいて所掌する職務の遂行に係る情報(以下「公務遂行情報」という。)に該当するが、本件議事録は、発言内容をほぼ発言どおりに記録したものでかつ発言の趣旨等が整理されていない状態であり、委員長の発言内容を公務遂行情報とそれ以外の情報とに区分することができないことから、結果的に、非開示部分はbの部分全体に及ぶものと認められる。

c 「(E)発言内容」のうち事務局職員の発言内容

事務局職員の発言は、異議申立人の人事評価に関して詳細な説明を行っている部分と議事進行上の必要から発言している部分とに大別されるが、前者については、前記（１）と同様、条例第 15 条第 7 号が規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするおそれがあるもの」に該当する。

また、後者については、公務遂行情報に該当するものの、上記 b と同様、事務局職員の発言内容を公務遂行情報とそれ以外の情報とに区分することができないことから、結果的に、非開示部分は c の部分全体に及ぶものと認められる。

d その余の部分

その余の部分、つまり「(E) 発言内容」以外の部分については、審査委員会における審査の具体的な内容に関する情報が記録されておらず、開示したとしても、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

e 小括

議事録 1 のうち、上記 (E) の部分については、委員、委員長及び事務局職員の各発言内容の全部分が非開示情報に該当すると認められるが、その余の部分については、非開示情報に該当しないことから、開示すべきである。

(イ) 議事録 2

a 「(E) 発言内容」のうち委員（委員長を含む。）の発言内容

議事録 2 は、異議申立人が意見陳述人として会議に出席して陳述した際の発言の記録であり、異議申立人に係る保有個人情報である。

しかしながら、上記 (ア) a で述べたとおり、委員の氏名・役職名や会議における発言内容が事後的に公開されることはないという前提を覆して、議事録における各委員の発言内容部分を開示すれば、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあるものと認められる。

なお、委員長の発言のうち、会議の議長の職責で議事進行上の必要から発言した部分については、条例第 15 条第 3 号ただし書ウが規定する公務遂行情報に該当するが、議事録 2 も、議事録 1 と同様、発言内容をほぼ発言どおりに記録したものでかつ発言の趣旨等が整理されていない状態であり、委員長の発言内容を公務遂行情報とそれ以外の情報とに区分することができないことから、結果的に、非開示部分は、委員長の発言内容の部分全体に及ぶものと認められる。

b 「(E) 発言内容」のうち意見陳述人の発言内容

異議申立人が意見陳述人として会議に出席して陳述した発言の記録は、異議申立人に係る直接的な保有個人情報であり、条例の趣旨からも、原則として開示されるべきものであるが、既に述べたとおり、文書 3－4 について各委員（委員長を含む。以下 b において同じ。）の発言内容部分が開示された場合、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本

来の意義が損なわれるおそれがあると認められることから、開示すべき部分については、当該おそれの蓋然性により判断すべきである。

審議会が意見陳述人の発言内容を見分したところ、その中に、委員の役職名と照合することで、どの委員が如何なる発言をし、また意見陳述人と如何なる質疑応答を行ったのかが推察しうる発言部分が認められることから、当該各部分については、上記のおそれがあるものと認められる。

なお、第三者の氏名や所属学校名等異議申立人以外の個人情報（非開示情報）が記載されている部分（条例第 15 条第 3 号ただし書アが規定する、いわゆる公知情報に該当するものを除く。）が認められるが、当該部分を除いて開示すれば、当該第三者等の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

c 「(E) 発言内容」のうち付添人の発言内容

付添人の発言内容は、条例第 15 条第 3 号が規定する開示請求者以外の個人情報に該当すると認められる。

d 「(E) 発言内容」のうち事務局職員の発言内容

事務局職員の発言内容は、公務員等の職務遂行情報に該当する議事進行上の必要によるものに限られており、条例第 15 条第 3 号ただし書ウの公務遂行情報に該当すると認められる。

e その余の部分

その余の部分については、審査委員会における審査の具体的な内容に関する情報が記録されておらず、開示したとしても、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審査を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

f 小括

議事録 2 のうち、上記 (E) の部分における、(1) 委員（委員長を含む。以下 f において同じ。）及び付添人の各発言内容の全部分、(2) 意見陳述人の発言内容で、①委員の役職名と照合することで、どの委員が如何なる発言をした意見陳述人と如何なる質疑応答を行ったのかが推察しうる部分、②異議申立人以外の個人情報が記載されている部分については、非開示情報に該当すると認められるが、その余の部分については、非開示情報に該当しないことから、開示すべきである。

② 委員名簿及び座席表（文書 3-1 及び 3-2）

一般的に、行政機関に設置された審議会等の構成員については、行政の透明性確保や住民等への説明責務の観点から、その氏名や役職名が公表されているところ、構成員の氏名や役職名を非公表としなければ、当該構成員の率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保が困難であり、またその帰結として、当該審議会等の権限に属させられた事項に係る事務の性質上その事務を適正に遂行し得ない場合は、それらの情報を公表しない扱いにすることもありうると考えられる。

審査委員会が、いわゆる政策決定型の審議会とは異なり、教員たる身分の変更に關する審査という準司法的な役割を担っているとしても、個人の財産や身分の変動に關して同様に準司法的な役割を担っていると考えられる収用委員会、国民健康保険審査会等の委員の氏名や役職名が公表されていること等から斟酌すると、審査委員会の委員の氏名・役職名が明らかになることのみをもって、当該委員が今後審査対象者等から審議に支障を來たす程度の干渉や圧力を受ける蓋然性があるとは認められない。

よって、当該各文書に記録された情報は、開示することにより、条例第15条第6号に規定する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとはいえず、結果として、実施機関が説明するような、今後の率直な意見交換が阻害されることに伴う審査委員会形骸化のおそれや、条例第15条第7号に規定する「人事管理に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとまでは認められない。

なお、前記①において、本件議事録のうちどの委員が如何なる発言をしたのかが判明する又は推察しうる部分について非開示とすべき旨判断しているところ、委員名簿及び座席表を開示したとしても、開示される情報からどの委員が如何なる発言をしたのかが推察できないこと変わらないから、前記①における審議会の判断に影響は來たさない。

したがって、文書3-1及び文書3-2の非開示部分は、開示すべきである。

③ 答申鑑（文書3-3）

文書3-3は、委員長の名が非開示とされているところ、前記②において、委員名簿及び座席表を開示すべきと判断したことから、非開示部分は開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、前記第3の2の(4)から(6)までのとおり、自分が審査委員会に提出した意見書等の取扱いに關して説明を求める趣旨の主張をするが、本審議会の役割は本件処分に係る非開示情報該当性を審議することにあるので、本件処分に無関係の主張については、審議しなかった。

4 結論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 付言

一般に、聴聞その他の口頭意見陳述の機会を実施した状況を記録した公文書について、当該機会において意見陳述を行った者から保有個人情報の開示請求があった場合、当該陳述者に係る情報については原則として開示されるべきであり、審査委員会における意見陳述についても例外ではない。

しかし、委員長を含む審査委員会の各委員は、発言内容が事後的に公開されることはない

という前提の下で会議に参加していることに鑑み、本件のようなほぼ発言どおりに記録された議事録しか作成されていない現状において、当該前提を覆して、議事録における発言内容部分が開示されれば、今後の同種の審議、検討において委員が率直な意見交換をためらい、厳正な審議を行うべき審査委員会本来の意義が損なわれるおそれがあると認められることから、委員の発言内容等については非開示情報に該当するとの判断をしたところである。

委員による率直な意見交換の確保は保護に値するものと考えるが、条例の趣旨に鑑みれば、会議の公開に関する運営要綱上の規定にかかわらず、意見陳述人は、口頭意見陳述の場における審議内容に関する自己の発言や委員と交わされた内容に係る記録を確認する権利を有すると解すべきであるから、実施機関においては、意見陳述人に開示しても上記おそれのない形式及び内容の記録文書を作成したり、当該記録文書が保有個人情報の開示対象となる旨を委員長を含む各委員にあらかじめ告知しておくなど、保有個人情報を記録する公文書の適正な作成及び利用に留意されたい。

第6 審議会の開催経過

本審議会の開催経過の概要は、別記3のとおりである。

別記 1 実施機関が行った本件処分の内容

公文書の件名	開示をしない部分の概要	根拠条文
<p>1 H10～25.6.3 までに私に関わる件で富山県教育長に報告されている事案のすべての文書 処分、昇給停止等いろいろ</p>	<p>平成 10 年度～平成 19 年度勤務評定書 〔H10.11.1 付けほか 9 件〕 文書 1-1</p>	<p>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがある部分 【部分開示】</p>
	<p>(平成 20 年 4 月 1 日付け昇給について) 勤務成績についての説明 〔H20.3.31 付け〕 文書 1-2</p>	
	<p>(平成 20 年 4 月 1 日付け昇給について) 文書 1-2 の添付資料 (資料 1、資料 2、資料 4) 文書 2</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報に該当する部分 【部分開示】</p>
	<p>(平成 21 年 4 月 1 日付け昇給について) 勤務成績についての説明 ・所属校長報告〔H21.3.19 付け〕 ・センター所長報告〔H21.3.17 付け〕 文書 1-3</p>	<p>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがある部分 【部分開示】</p>
	<p>(平成 21 年 4 月 1 日付け昇給について) 指導が不適切な教員の研修実施後の措置に係る意見書 〔H21.1.30 付け〕 文書 1-4</p>	
	<p>(平成 21 年 4 月 1 日付け昇給について) 研修実施報告書 〔H21.2.1 付け、H20.11.1 付け、H20.8.1 付け〕 文書 1-5</p>	
	<p>(平成 21 年 4 月 1 日付け昇給について) 研修状況評価表 ・センター所長報告〔H21.2.1 付け、H20.11.1 付け、H20.8.1 付け〕 ・所属校長報告〔H21.1.30 付け、H20.11.1 付け〕 文書 1-6</p>	
	<p>(平成 21 年 4 月 1 日付け昇給について) 研修状況メモ 〔H20.11.15 付け、H20.8 付け〕 文書 1-7</p>	
	<p>(平成 22 年 1 月 1 日付け昇給について) 勤務状況等についての説明</p>	

公文書の件名	開示をしない部分の概要	根拠条文	
<ul style="list-style-type: none"> ・センター所長報告〔H21. 11. 2 付け〕 ・所属校長報告〔H 21. 11. 2 付け〕 文書 1－8 （平成 22 年 1 月 1 日付け昇給について） 研修実施報告書〔H21. 8. 1 付け、H21. 11. 1 付け〕 文書 1－9 （平成 22 年 1 月 1 日付け昇給について） 研修状況評価表 ・センター所長報告〔H21. 8. 1 付け、H21. 11. 1 付け〕 ・所属校長報告〔H21. 11. 1 付け〕 文書 1－10 			
2 H25. 4. 26am に行われた「教員の転任等に係る認定審査委員会」のために私が提出した意見書及び添付資料、出張伺い	(略)	(開示)	—
3 H25. 4. 26am に行われた「教員の転任等に係る認定審査委員会」の議事録及び添付資料	<ul style="list-style-type: none"> 議事録 文書 3－4 平成 25 年度 転任等審査委員会 委員名簿 文書 3－1 H25 転任等審査委員会 座席表 文書 3－2 H25 指導が不適切な教員に係る評価等について 文書 1－11 別冊資料Ⅱ 文書 1－12 	人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがある部分 【非開示】	条例第 15 条 第 7 号
		人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがある部分 【部分開示】	条例第 15 条 第 7 号
4 H25. 4. 26 の「教員の転任等に係る認定審査委員会」が判定委員会又は県教委に出した諮問結果がわかる文書（日付入り）	研修等必要な措置が執られている教員について(答申) 文書 3－3		
5 県教委が私の所属先の校長に出した、私の処遇結果のわかる文書	(略)	(開示)	—

(注) ゴシック体は本件異議申立ての対象となった公文書

別記2 審議会が開示すべきとした部分

公文書の件名	開示すべきとした項目及び部分	
	項目	左のうち開示すべき部分
平成 25 年度 転任等審査委員会 委員名簿 [文書3-1]	氏名欄	すべて
	備考欄	すべて
H25 転任等審査委員会 座席表 [文書3-2]	委員の姓	すべて
研修等必要な措置が執られている教員について (答申) [文書3-3]	委員長の氏名	すべて
議事録 [文書3-4]		
議事録 1	表題 頁数 年月日及び曜日 場所	すべて
	時刻	すべて
	発言者	すべて
議事録 2	表題 頁数 年月日及び曜日 場所	すべて
	時刻	すべて
	発言者	すべて
	発言内容のうち「事務局」のもの	すべて
	発言内容のうち「(意見陳述人)」のもの	2 頁の上から 49 行目のうち 6 文字目から 13 文字目までを除いた部分
		3 頁の上から 11 行目のうち 10 文字目から 12 文字目までを除いた部分
		4 頁の上から 2 行目のうち 5 文字目から行末までを除いた部分
		4 頁の上から 18 行目のうち 12 文字目から 19 文字目までを除いた部分
		4 頁の上から 20 行目のうち 7 文字目から 14 文字目までを除いた部分
		4 頁の上から 29 行目のうち 5 文字目から 13 文字目までを除いた部分
		4 頁の上から 31 行目のうち 4 文字目から 12 文字目までを除いた部分
		5 頁の上から 19 行目のうち 25 文字目及び 26 文字目を除いた部分
		5 頁の上から 20 行目のうち 7 文字目から 14 文字目までを除いた部分
		5 頁の上から 30 行目のうち 6 文字目から 13 文字目まで並びに 19 文字目及び 20 文字目を除いた部分
	5 頁の上から 39 行目のうち 2 文字目から 6 文字目までを除いた部分	
	6 頁の上から 29 行目のうち 18 文字目から 21 文字目までを除いた部分	
	9 頁の上から 43 行目のうち 10 文字目から 17 文字目まで及び 27 文字目から行末までを除いた部分並	

公文書の件名	開示すべきとした項目及び部分	
	項目	左のうち開示すべき部分
		びに同 44 行目のうち行頭から 4 文字目までを除いた部分
		10 頁の上から 22 行目のうち 9 文字目から 15 文字目まで及び 21 文字目から 28 文字目までを除いた部分
		10 頁の上から 40 行目のうち 5 文字目から 8 文字目までを除いた部分
		10 頁の上から 42 行目のうち 8 文字目及び 9 文字目を除いた部分
		10 頁の上から 50 行目のうち 16 文字目及び 17 文字目を除いた部分
		11 頁の上から 16 行目のうち 17 文字目から 20 文字目までを除いた部分
		11 頁の上から 21 行目のうち 2 文字目から 5 文字目までを除いた部分
		11 頁の上から 34 行目のうち 9 文字目から 12 文字目まで及び 19 行目から 26 文字目までを除いた部分
		11 頁の上から 40 行目のうち 13 文字目から 19 文字目までを除いた部分
		11 頁の上から 42 行目のうち 3 文字目、4 文字目、7 文字目、8 文字目及び 11 文字目から 18 文字目までを除いた部分
		12 頁の上から 1 行目のうち 12 文字目及び 13 文字目を除いた部分
		12 頁の上から 7 行目のうち 3 文字目から 10 文字目までを除いた部分
		12 頁の上から 9 行目のうち 5 文字目から 8 文字目まで及び 13 文字目から 19 文字目までを除いた部分
		12 頁の上から 11 行目のうち 3 文字目から 9 文字目まで及び 13 文字目から 16 文字目までを除いた部分
		12 頁の上から 13 行目のうち 3 文字目から 5 文字目まで及び 14 文字目から 17 文字目までを除いた部分
		12 頁の上から 22 行目のうち行頭、2 文字目及び 12 文字目から 14 文字目までを除いた部分
		12 頁の上から 23 行目のうち 4 文字目から 6 文字目まで及び 10 文字目から 12 文字目までを除いた部分
		14 頁の上から 10 行目のうち 6 文字目から 9 文字目までを除いた部分
		15 頁の上から 3 行目のうち 22 文字目から行末までを除いた部分及び同 4 行目のうち行頭 1 文字を除いた部分
		上記以外の部分のすべて
	意見陳述人の挙動に係る説明	すべて (18 頁の上から 1 行目から 4 行目までが該当)

別記3 審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成26年 1月 6日	実施機関から諮問書を受理
平成26年 1月 8日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成26年 1月27日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成26年 1月31日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成26年 3月13日 (第35回審議会)	諮問事案の概要説明 審議
平成26年 4月14日 (第36回審議会)	実施機関から非開示理由等を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成26年 5月29日 (第37回審議会)	審議
平成26年 6月28日 (第38回審議会)	審議
平成26年 7月28日 (第39回審議会)	審議
平成26年 9月19日 (第40回審議会)	審議
平成26年10月31日 (第41回審査会)	審議及び答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 むつみ	元高岡市会計管理者	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会理事会計	
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長